

母子父子寡婦福祉資金一覧表

(令和6年度)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金(事業経営の主体者であり、かつ事業経営上の技術又は経験を有している場合に限る) 3,470,000円 【団体】 5,220,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子  連帯保証人を立てない場合 年1%
事業継続金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金(借返済は対象外) 1,740,000円 【団体】 1,740,000円		6ヶ月	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童  父母のない児童  寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金  (注1) 大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4年、5年)については課外活動費(部活動費など)、保健衛生費(診療代など)を含む。 自宅外通学の場合は加えて、食費・住居費・光熱水費等も含む。  (注2) 高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から授業料減免額及び給付型奨学金の額を差し引いた額が限度額となる。  ○高等学校、専修学校(高等課程) 【国公立】 (自宅) 月額 27,000円 (自宅外) 月額 34,500円 【私立】 (自宅) 月額 45,000円 (自宅外) 月額 52,500円  ○高等専門学校 【国公立】 1~3年 (自宅) 月額 31,500円 (自宅外) 月額 33,750円 4~5年 (自宅) 月額 67,500円 (自宅外) 月額 76,500円 【私立】 1~3年 (自宅) 月額 48,000円 (自宅外) 月額 52,500円 4~5年 (自宅) 月額 98,500円 (自宅外) 月額 115,000円  ○専修学校(専門課程) 【国公立】 (自宅) 月額 67,500円 (自宅外) 月額 78,000円 【私立】 (自宅) 月額 89,000円 (自宅外) 月額 126,500円  ○短期大学 【国公立】 (自宅) 月額 67,500円 (自宅外) 月額 96,500円 【私立】 (自宅) 月額 93,500円 (自宅外) 月額 131,000円  ○大学 【国公立】 (自宅) 月額 71,000円 (自宅外) 月額 108,500円 【私立】 (自宅) 月額 108,500円 (自宅外) 月額 146,000円  ○大学院 【修士課程】 月額 132,000円 【博士課程】 月額 183,000円  ○専修学校(一般課程) 月額 54,000円	修学期間中	当該卒業後6ヶ月	20年以内  専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童  父母のない児童  寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金  (注1) 大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4年、5年)については受験料、被服費等も含む。  (注2) 高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から入学金減免額を差し引いた額が限度額となる。  ○小学校 64,300円 ○中学校 81,000円  ○高等学校・専修学校(高等課程・一般課程) 【国公立】 (自宅) 150,000円 (自宅外) 160,000円 【私立】 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円  ○大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 【国公立】 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 【私立】 (自宅) 580,000円 (自宅外) 590,000円  ○大学院 【国公立】 380,000円 【私立】 590,000円  ○修業施設(内閣総理大臣が定める施設に限る。) (自宅) 272,000円 (自宅外) 282,000円		6ヶ月	就学 20年以内  修業 5年以内	無利子

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	【一般】 月額 68,000円 【特別】 (一括) 816,000円 (12月相当) (自動車運転免許 460,000円)	知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1年	20年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	105,000円 (特別 340,000円)		1年	6年以内	母(父)が扶養する児童に係る場合及び連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
医療介護金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く。)寡婦	【医療】 340,000円 (特別 480,000円) 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
生活資金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	【一般】 月額 108,000円 【技能習得】 月額 141,000円 【家計急変】 月額 児童扶養手当に準じた額  (注1) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額10万8千円、合計259万2千円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、129万6千円(一般分の12月相当)を限度として貸し付けることができる。  (注2) 生計中心者でない場合(母子・父子) 月額 72,000円  現に扶養する子のない場合、現に扶養する子の生計を維持していない場合(寡婦) 月額 72,000円  (注3) 一括貸付け限度額(物価の影響による) ・知識技能を習得する期間中 423,000円 ・医療又は介護を受けている期間 315,000円 ・生活安定期間 315,000円 ・失業貸付期間 315,000円	知識技能を習得する期間中 5年以内  医療又は介護を受けている期間中1年以内  母子(父子)家庭になって7年未満  離職した日の翌日から1年以内  家計が急変している期間中原則3か月以内(最長1年まで延長可)	知識技能習得後 6ヶ月  医療又は介護終了後 6ヶ月  生活安定期間の貸付期間満了後 6ヶ月  失業中の貸付期間満了後 6ヶ月  家計急変中の貸付期間満了後 6ヶ月	技能習得20年以内   生活安定貸付8年以内  失業5年以内  家計急変10年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子  連帯保証人を立てない場合 年1%
住宅資金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
転宅資金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	260,000円		6ヶ月	3年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	320,000円		6ヶ月	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%

(注) 償還：月賦・口座振替を原則とし、繰上償還もできる。

違約金：償還金をその償還予定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金につき年3%の違約金が賦課される。